

## はじめに

**「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」**

これは、1948年（昭和23年）開催の第3回国際連合総会において採択された「世界人権宣言」の第1条の1節文章です。その後、世界各国やわが国並びに地方自治体において、この宣言の理念に基づいて、人権が尊重される社会の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

佐世保市では、2001年（平成13年）に「人権教育のための国連10年佐世保市行動計画」を策定して人権施策の推進に努めてきました。

平成22年3月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を受け、「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を策定し、この計画に基づき、様々な人権問題や差別がない心豊かな社会づくりの施策に取り組んできました。

本計画は策定後5年を経過し、社会情勢の変化や人権問題に関する環境変化が起きてきました。そこで、社会情勢や市民の意識の変化に応じて、一人ひとりの人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けた新しい取り組みを行うために、「佐世保市人権教育・啓発基本計画」を改訂しました。

市民の皆様には、心豊かで住みやすい社会の実現にむけて、本計画のめざすところをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

この計画改訂にあたり、佐世保市人権施策審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

2015年（平成27年）3月

佐世保市長 朝長則男